

子どもの虐待を防ぐために

「しつけ」と「虐待」の違い	「しつけ」とは、子どもの発達や理解度に配慮しながら基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身に着けるよう働きかけることです。同じことをしているつもりでも、子どもに著しい苦痛を与えていたり、子どもの成長に悪影響を与えるような場合は「虐待」に当たります。
身体的虐待の例	殴る、蹴る、たたく／首を絞める、激しく揺さぶる 家から閉め出す／拘束する
ネグレクト (養育の放棄)の例	家や屋内の一室に閉じ込める／食事を与えない 病気でも病院に連れて行かない／ひどく不潔にする
心理的虐待の例	言葉による脅し／無視する 子どもの前での家族への暴力(DV)／兄弟姉妹間の差別
性的虐待の例	子どもへの性的行為／性的なものを見せる 児童ポルノの被写体にする

子育てには楽しいことばかりではなく、辛く大変なこともつきものです。体罰や暴言を使わない、子どもに恐怖感を持たせないことはもちろん、身近な相談相手やストレス解消方法を見つけるなど親自身を守ることも考えましょう。

虐待を起こさないためのポイント	<ul style="list-style-type: none">・子育てに体罰や暴言を使わない・子どもは親に恐怖心を持つとSOSを伝えられなくなる・爆発寸前のイライラをクールダウンさせる自分なりの方法を見つけておく・親自身もSOSを出そう・子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援しよう
虐待かなどと思ったら	

「もしかしたら虐待かも」「虐待をしてしまいそう」と思ったときは、迷わずご連絡ください。あなたの電話で救われる命があります。

児童虐待に関する相談・通報窓口

児童相談所 全国共通ダイヤル	189 (いちはやく)	24時間対応・最寄りの児童相談所へ繋がります
福島県中央児童相談所 (福島市)	024-534-5101	上記で繋がらない場合
国見町役場 福祉課 子育て支援係	024-585-2179	月～金 8:30～17:00 土・日・祝日、年末年始を除く

- ・通報の際は匿名で結構です。
 - ・連絡者を特定できるよう情報は漏らしません。
 - ・連絡内容が間違っていても連絡者に責任はありません。
- 虐待かどうかは連絡先の相談機関が判断します。